

看護小規模多機能型居宅介護

運営規程

姫路医療生協看護小規模多機能てがら

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 この規程は、姫路医療生活協同組合が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

- 2 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護の運営方針は次の通りとする。
 - 1) 介護保険法ならびに関係する姫路市の条例に基づいて、告示上の主旨及び内容に沿ったものとする。
 - 2) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通う、若しくは短期間宿泊することで、日常生活上の支援及び機能訓練並びに療養上の支援又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。
 - 3) サービスの提供にあたっては、行政や居宅サービス事業者、保健医療機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4) 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供するものとする。
 - 5) 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
 - 6) 看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供状況について報告するとともに評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を基準通り開催する。また、「運営推進会議における評価」を公表し、常に改善を図る。
 - 7) 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進を行う。(詳細は、第12条に規程)

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 姫路医療生協看護小規模多機能てがら
- 2 所在地 兵庫県姫路市飯田472-1

(従業者の職種、員数および職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種・員数および職務の内容は次のとおりとする。

職種	員数	内容
管理者	1名	当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う 従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行う
介護支援 専門員	1名	① 利用に関する市町村への届出の代行 ② 居宅サービス計画の作成 ③ 看護小規模多機能型居宅介護計画書の作成 ④ 日常生活上の相談、助言 ⑤ 地域包括支援センターや他の関係機関との連絡、相談
介護従業者	1名以上	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。 また、宿泊に対して1名以上の夜勤を配置する。その他自宅で暮らしている利用者に対して宿直または夜勤1名以上を配置する。
看護従業者	3名以上(うち1以上は常勤)	①利用者の主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスを提供する ②利用者の療養上の世話又は必要な診療の補助 ③主治の医師との密接な連携により、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復が図られるよう看護サービスを提供する ④看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成及び主治医への定期的な報告をする

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日とサービス提供時間を次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1) 営業日 | 365日 |
| 2) サービス提供時間 | 24時間 |
| 通いサービス | 10:00～16:00 |
| 宿泊サービス | 16:00～10:00 |
| 訪問サービス | |
| (介護サービス) | 随時 |
| (看護サービス) | 随時 |
| 短期利用居宅介護 | 第6条4) とする |

(利用定員)

第5条 当事業所の登録定員は29名とする。

- 1) 通いサービスの定員は 18名とする。
- 2) 宿泊サービスの定員は 9名とする。
- 3) 短期利用居宅介護においては 第6条4) とする

(看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容は次の通りとする

1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練及び主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスを提供する。

2) 宿泊サービス

当事業所に宿泊していただき、食事、排泄等日常生活上の介護や機能訓練及び主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスを提供する。

3) 訪問サービス

(介護サービス) 利用者の自宅に訪問し、食事や排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(看護サービス) 看護師等が利用者の自宅に訪問し、主治医の指示書に基づき利用者の心身・日常生活及び家庭環境等を勘案して、状態把握・介護相談・指導・療養環境の整備・医療処置・妥当適切な必要な診療の補助の看護サービスを提供する。

4) 短期利用居宅介護

㉞ 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

㉟ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認められる場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

㊱ 利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。

㊲ 姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の従業者の員数を置いていること。

㊳ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合、又は登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定の単位数の100分の70に相当する単位数を算定していないこと。

2 事業所が提供する看護小規模多機能型居宅介護の利用料は、次の通りとする。

1) 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

※別に定める料金表の通り

① 食事代 (朝食、昼食・おやつ、夕食)

② 宿泊費

③ おむつ代、理美容代 実費

- ④ 死後の処置料
 - ⑤ その他日常生活費(看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの) 実費
 - ⑥ 通常の事業の実施地域を越えて送迎・訪問を行った場合の交通費
- 2) 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 3) 看護小規模多機能型居宅介護を提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示する等し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者または家族の同意を得る。
 - 4) 法定代理受領サービスに該当しない看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
 - 5) 利用料の支払いは、口座引き落としまたは現金により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、姫路市(家島町を除く)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及び家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始についての利用申込者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関、利用者家族へ連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、防火・防災マニュアル等の具体的対策を具備するとともに、定期的に避難訓練を行う。

2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(非常災害業務継続計画の策定と推進)

非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるために、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施し、いざ非常災害発生時に行動できる運営を行う。

(感染症の予防及びまん延防止のための対策(衛生管理等も含む)及び感染症業務継続計画の策定と推進)

第11条 感染症の予防及びまん延防止のための対策(衛生管理等も含む)及び感染

症業務継続計画を策定し、委員会を組織し、法定回数委員会を開催する。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止・身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

(1)1回/3ヶ月、法人で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等の活用も行う）を開催→各事業体で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討→各事業所で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討し、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2)高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化のための指針の整備

(3)従業者に対し、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を法定数実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施

(4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者・家族に説明し同意をもらう。定期的にモニタリングを実施し、身体的拘束等の必要性について検討を行い、適正な運営を図る。

4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを姫路市等に通報するものとする。

(運営推進会議の開催に関する事項)

第13条 運営推進会議の構成は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村従業者、地域包括支援センターの従業者、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催する。

(その他運営についての留意点)

第14条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し、また、事業所の従業員でなくなった後も秘密を漏らす事がないよう、雇用契約の際、誓約書を提出するものとする。

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、また、看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備し、そのサービス完結の日から5年間保存する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、姫路医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則：この規程は2019年4月1日をもって施行する。

令和2年1月1日改訂 令和3年11月1日改訂 令和6年4月1日改訂

令和6年6月1日改訂 令和6年11月1日改訂